



2026 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名： かどや製油株式会社
代表者名： 代表取締役社長 北 川 淳 一
(コード番号 2612 東証スタンダード)
問合せ先： 常務執行役員 経営企画部長
兼コーポレート本部長 佐 藤 幹 央
(TEL. 03-6721-6957)

会 社 名： 株式会社 ITG-G ホールディングス
代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

株式会社 ITG-G ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う

**「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ**

株式会社 ITG-G ホールディングスは、かどや製油株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する 2026 年 9 月 15 日付公開買付届出書（2026 年 9 月 25 日付及び同年 10 月 8 日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）について、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を 2026 年 10 月 29 日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2026 年 9 月 14 日付「株式会社 ITG-G ホールディングスによるかどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社 ITG-G ホールディングス（公開買付者）が、かどや製油株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2026 年 10 月 29 日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2026年10月29日

各 位

会 社 名： 株式会社 ITG-G ホールディングス

代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場しているかどや製油株式会社（証券コード：2612、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年 9 月 15 日より開始しております。

対象者が 2026 年 10 月 28 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2026 年 10 月 27 日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者 C から、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書を受領した旨を公表したことに伴い、公開買付者が 2026 年 9 月 15 日付で提出した公開買付届出書（2026 年 9 月 25 日付及び同年 10 月 8 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じました。

これに伴い、公開買付者は、法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、2026 年 10 月 29 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 13 日まで延長し、合計 39 営業日といたしました。

また、2026 年 9 月 14 日付「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

(訂正前)

2026 年 9 月 15 日（火曜日）から 2026 年 10 月 30 日（金曜日）まで（30 営業日）

(訂正後)

2026年9月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

（6）決済の開始日

（訂正前）

2026年11月9日（月曜日）

（訂正後）

2026年11月20日（金曜日）

2. 本公開買付けの目的の概要

（訂正前）

＜前略＞

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（ただし、ＢＢＴ所有株式（下記に定義します。）を除きます。）及び本不応募株式（下記に定義します。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引の一環として、本日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、本日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第3位株主である小澤物産株式会社（所有株式数3,189,558株、所有割合（注2）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の第4位株主である小澤商事株式会社（所有株式数1,284,942株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数89,004株、所有割合：0.32%。以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と併せて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）との間で、本日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本取引合意書（創業家株主）」といいます。）を締結しております。

＜中略＞

また、公開買付者は、対象者の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と本日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といい

ます。)、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。

＜中略＞

また、公開買付者は、対象者の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数 6,058,500 株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と本日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式（ただし、BBT所有株式（下記に定義します。）を除きます。）及び本不応募株式（下記に定義します。）を除きます。）を取得し、対象者株式を非公開化するための取引の一環として 2026 年 9 月 14 日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、2026 年 9 月 15 日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が 2026 年 10 月 28 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 10 月 28 日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2026 年 10 月 27 日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者 C（以下「C 社」といいます。）（注 1 の 2）から、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本 C 社提案」といいます。）を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 29 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 13 日まで延長し、合計 39 営業日といたしました。

なお、2026 年 10 月 28 日時点において、対象者の特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見にも変更はないとのこと。

本 C 社提案の内容及び対象者の検討状況の詳細については、2026 年 10 月 28 日付対象者プレスリリースをご参照ください。

(注1の2) 2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりましたが、公開買付者は、当該C社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年9月14日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第3位株主である小澤物産株式会社（所有株式数 3,189,558 株、所有割合（注2）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の第4位株主である小澤商事株式会社（所有株式数 1,284,942 株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数 89,004 株、所有割合：0.32%。以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と併せて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）との間で、2026年9月14日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本取引合意書（創業家株主）」といいます。）を締結しております。

<中略>

また、公開買付者は、対象者の第1位株主である三菱商事株式会社（所有株式数 7,431,000 株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と 2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。

<中略>

また、公開買付者は、対象者の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数 6,058,500 株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と 2026年9月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。

<後略>

公開買付届出書における訂正内容の詳細については、公開買付者が2026年10月29日に提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET (<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>) にて縦覧に供されます。

以 上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。